(4)　保安活動の評価
(5)　保安活動の改善
蒸気タービンに係るものにあっては、次の事項
1　蒸気タービン本体に係る次の事項
(1)　筒数、主蒸気止め弁の入口及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度
(2)　噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに車室、円板、隔板、管の最高使用温度、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(3)　調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置での制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数
(4)　復水器に係る次の事項
イ　種類、冷却水温度、冷気面積及び材料
ロ　空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数
2　蒸気タービンの附属設備に係る次の事項
(1)　種類、冷却塔又は冷却池の出口の冷却水標準温度、容量、入口及び出口の温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数
(2)　熱交換器（湿分分離器を含む。）に係る次の事項
イ　種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法並びに個数
ロ　交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(3)　給水ポンプの種類、出力（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するために必要なものにあっては、可搬型のものを含む。）及び取付箇所を常設のものと可搬型のものとに区別して記載すること。）、貯水設備の種類、容量及び個数並びに給水処理設備の種類、容量及び個数
(4)　管等に係る次の事項
イ　主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するために必要なものにあっては、可搬型のものを含む。）及び可搬型の別に記載し、取付箇所を付記すること。）
ロ　蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料
ハ　安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
3　蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
4　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
(1)　品質保証の実施に係る組織
(2)　保安活動の計画
(3)　保安活動の実施
(4)　保安活動の評価
(5)　保安活動の改善